

1 広域行政の必要性

交通網の整備や情報通信手段の発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策展開が求められている。また、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化する行政課題への的確な対応に迫られている。

こうした行政課題の解決に向けて、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の地方自治体が協力して実施することで、より効率的で、かつ質的にも向上した事務処理が可能となります。

広域的な取組を進める方法としては、複数の市町村が合体して一つの市町村として取り組む市町村合併と、個々の市町村はそのまま連携調整して取り組む広域行政がある。

2 旭川市の取組

【道内】

1 近隣市町村との連携

【定住自立圏構想に基づく連携事業】

(旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町)

- ・平成23年から連携事業(18事業)を開始する。
- ・平成25年度からは、23連携事業を実施。

2 上川管内の連携(23市町村)

- 上川地方総合開発期成会による中央要望
- 上川教育研修センター組合(一部事務組合)による連携
- 防災協定の締結に向けた検討

3 道北9市の連携(旭川市、留萌市、稚内市、芦別市、紋別市、士別市、名寄市、深川市、富良野市)

- 道北市長会による情報交換、要望活動
- 防災協定の締結

4 道内他都市との連携

- 北海道市長会による情報交換、要望活動
- 道内中核都市市長会議による情報交換
(札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市)

【国外】

1 姉妹都市

- (1) ブルーミントン市・ノーマル市(アメリカ)
 - (2) 水原市(韓国)
- 国際交流

2 友好都市

- (1) ユジノ・サハリンスク市(ロシア)
 - (2) 哈爾濱市(中国)
- 国際交流
 - 経済交流

【道外】

1 全国市長会・中核市市長会

- 情報交換、要望活動

2 北名古屋市・南さつま市

- 防災協定の締結
- 経済交流

3 他都市の事例

札幌市自治基本条例(他の自治体等との連携・協力)

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。

3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

函館市自治基本条例(第9章 国、北海道等との協力および連携)

第28条 本市は、適切な役割分担のもと、国および北海道と対等な立場で相互に協力および連携をしてまちづくりを推進します。

2 本市は、広域的な課題解決や地域の相互発展のため、近隣自治体と積極的に協力および連携をしてまちづくりを推進します。

定住自立圏共生ビジョン事業内容一覧表

① 生活機能の強化

ア 医療

(H25. 4. 1)

	事業名	取組内容	甲(旭川市)の役割	乙(関係町)の役割	効果	旭川	東	当	比	愛	上	東
						川	神	麻	布	別	川	川
1	二次救急医療の連携	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を維持確保する。	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。	夜間及び休日等における重症救急患者に対する診療体制を確保し、圏域住民の生命に対する安全性と安心感の向上を図る。	○	○	○	○	○	○	○
2	小児救急医療の連携	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を維持確保する。	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を実施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。	夜間及び休日等における小児の重症救急患者に対する診療体制を確保し、圏域小児の生命に対する安全性と安心感の向上を図る。	○	○	○	○	○	○	○

イ 福祉

	事業名	取組内容	甲(旭川市)の役割	乙(関係町)の役割	効果	旭川	東	当	比	愛	上	東
						川	神	麻	布	別	川	川
3	子育て支援体制の充実	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。	圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。	こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。	子どもの病気時や急な残業等、保育の臨時的、突発的なニーズへの対応体制を構築するなど、安心して子育てができる環境を整備することにより、圏域における子育て支援体制の充実を図る。	○	○	○	○	○	○	○
4	障害者相談事業	圏域の障害者福祉の向上に資するため、旭川市障害者総合相談支援センターに障害者等からの困難事案の相談等に対応する専門職員を共同配置し、圏域の相談支援体制の充実・強化を図るとともに、圏域各市町のネットワーク構築を進める。	旭川市障害者総合相談支援センターに共同配置による専門職員を増員し、圏域内の障害者等からの困難事案の相談支援業務等を行う。	障害者等からの軽易な相談支援業務を行い、困難事案の相談等については、旭川市障害者総合相談支援センターに共同配置する専門職員を活用するとともに、専門職員の増員に係る応分の経費を負担する。	障害者に対する相談支援体制を充実、強化し、圏域における障害者福祉の増進を図る。	○	○	○	○	○	○	○
5	消費生活相談事業	圏域住民の消費生活の安定と向上を図るため、旭川市消費生活センターにおいて、商品やサービスの購入、契約、使用等に関する消費者からの苦情、問い合わせを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、あっせん、情報提供等の適切な助言を行う。	圏域住民に対し、旭川市消費生活センターによる消費生活相談及びあっせんを行う。	軽易な相談への対応を行い、困難なケースについては甲に対応を委ねる。当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。	消費生活相談及びあっせんの体制を構築し、圏域住民の消費生活の安定と向上を図る。	○	○	○	○	○	○	○
6	成年後見制度の利用支援体制の充実	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。	成年後見制度の利用支援体制を構築し、圏域住民の生活の安定と向上を図る。	○	○	○	○	○	○	○

ウ 教育

	事業名	取組内容	甲(旭川市)の役割	乙(関係町)の役割	効果	旭川	東 神 楽	当 麻	比 布	愛 別	上 川	東 川
7	高校・専門学校・大学における自治体連携	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、甲の区域にある高等教育機関との連携による生涯学習講座の開設等の学習機会の提供、圏域各市町が実施する各種講座の相互情報提供を実施する。	圏域全体の講座情報を集約し、乙及び甲の住民に情報を提供する。生涯学習講座の開設や講師情報の提供等について、甲の区域にある高等教育機関等との連絡調整を行うとともに、生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。	甲に講座情報を提供し、集約された圏域全体の講座情報を乙の住民に提供する。生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。	多様な生涯学習機会を効率的に提供する体制を構築し、圏域における生涯学習社会の形成を図る。	○	○	○	—	○	○	○
8	不登校児童生徒の受入機関の共同利用	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。	圏域の不登校児童生徒に対し、学校への復帰の支援とともに、豊かな情操や社会性をはぐくむ指導の充実を図る。	○	○	○	—	○	○	○
9	図書館相互のネットワーク化	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。	図書館の相互利用のネットワークを構築し、圏域の図書利用者の利便性向上と生涯学習環境の充実を図る。	○	○	○	○	○	○	○

エ 産業振興

	事業名	取組内容	甲(旭川市)の役割	乙(関係町)の役割	効果	旭川	東 神 楽	当 麻	比 布	愛 別	上 川	東 川
10	広域観光のネットワーク化	圏域の広域観光ネットワークを形成するため、広域観光ホームページによる情報発信、圏域の観光施設等を活用した観光ルートの構築を進める。	圏域内の共同情報発信に向けて連絡調整を行う。観光看板等の設置、観光パンフレット等の作成、観光ルートの構築において、乙と協力して取り組む。	圏域内の共同情報発信に向けて甲に対し、情報を提供する。観光看板等の設置、観光パンフレット等の作成、観光ルートの構築において、甲と協力して取り組む。	観光、地場産品、各種イベント等の情報を共有し、圏域の観光振興及び圏域内外の交流を図る。	○	○	○	○	○	○	○

オ その他

	事業名	取組内容	甲(旭川市)の役割	乙(関係町)の役割	効果	旭川	東 神 楽	当 麻	比 布	愛 別	上 川	東 川
11	水道施設の共同使用	浄水施設の共同利用により、水道水を供給する。	浄水施設を管理運営し、安全な水道水を供給する。	甲の浄水施設の管理運営に対し、応分の経費を負担する。	水道施設の効率的な管理運営と経費の節減を図る。	○	○	○	—	—	—	—
12	広域下水道施設の共同使用	共同施設(処理場・ポンプ場・管渠)により、一括して汚水の処理を行う。	共同施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出される汚水の処理を行う。	共同施設の建設、管理運営、汚水処理等に対し、応分の経費を負担する。	下水道施設の効率的な管理運営と経費の節減を図る。	○	○	○	○	○	—	○
13	消防防災体制の整備	圏域内の防災体制の連携、充実を図るため、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。	圏域内の防災体制の連携、充実を図る。	○	○	○	○	○	○	○
14	公共施設の相互利用の促進	公共施設の効率的な利用を図るため、相互利用や利用情報の共有化を促進し、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用する。	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し、乙から提供された情報を登録する。甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。公共施設の利用情報や利用方法の共有化について、乙と連携して検討を行う。	甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。乙の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。公共施設の利用情報や利用方法の共有化について、甲と連携して検討を行う。	公共施設の効率的な利用と、圏域住民の文化・スポーツ活動の活性化、交流の活発化を図る。	○	○	—	—	○	○	○
15	大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業	圏域の環境、景観を保全するため、大雪山国立公園の登山道整備やトイレ、避難小屋等の維持管理における関係機関への要請活動等の環境整備を進めるとともに、圏域住民へのPR活動をするなど、大雪山国立公園の世界自然遺産登録を目指した活動を共同して進める。	大雪山国立公園の世界自然遺産登録に向けた圏域住民へのPR活動の実施に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。	環境整備事業や美化活動を実施するとともに、圏域の自然環境の魅力PR事業を(企画・)実施する。 ※行政区域内に大雪山国立公園を有する町(上川町、東神楽町)は「企画」も行う。	大雪山の自然景観等を守り、資質の維持確保を図る。	○	○	○	○	○	○	○

